

企業年金資産運用の財務的効果：ERISAと「財務会計基準」との比較において

牟田，正人

<https://doi.org/10.15017/2920709>

出版情報：経済論究. 69, pp.75-99, 1987-11-26. Kyushu Daigaku Daigakuin Keizaigakukai
バージョン：
権利関係：

企業年金資産運用の財務的效果

— ERISA と「財務会計基準」との比較において—

牟 田 正 人

目 次

はじめに

第1章 企業年金資産と ERISA

- 1 企業年金の種類
- 2 企業年金資産の運用形態・運用機関
- 3 企業年金資産の運用規制
- 4 企業年金資産の運用の実態

第2章 企業年金資産と「財務会計基準」

- 1 企業年金制度に関する会計基準の変遷
- 2 超過積立年金制度と未積立年金制度
- 3 年金負債の貸借対照表計上
- 4 超過積立年金資産取り崩し方法の変化
- 5 企業年金資産と企業財務

むすびにかえて——今後の課題

は じ め に

1974年9月に制定・施行された「従業員退職所得保障法 (Employee Retirement Income Security Act of 1974⁽¹⁾, 以下, ERISA と呼ぶ)」は, アメリカの企業年金制度⁽²⁾ に一大変革をもたらした。ERISA は, 「従業員の年金受給権の保護」⁽³⁾ のために, 企業年金制度を全般にわたって規制する初めての法律であるからである。

アメリカで最初の企業年金制度は, 1875年に採用されたアメリカン・エクスプレス社によるものとされている⁽⁴⁾。このような初期の企業年金制度における

年金給付は、使用者の法的債務 (legal obligation) と考えられてはならず、使用者の自由裁量に委ねられて (discretionary) いたのである⁽⁶⁾。すなわち、当時の企業年金制度は、「使用者の感謝の気持ち (gratuities from grateful employer)」⁽⁶⁾ として、その給付が行われたに過ぎなかったのである。しかし、1949年の連邦最高裁判所による「年金問題は、それが『雇用条件』を構成するという理由に基いて、法的強制力を有する労使交渉に委ねられる」⁽⁷⁾ という判断以降、企業年金制度は使用者の義務として位置付けられるに至るのである⁽⁸⁾。そしてこの判決を契機とする、いわゆるペンション・ドライブの時期に企業年金制度は急速な発展を遂げたのである。

しかし、「企業の倒産、買収、合併や年金制度運営の失敗等を原因として財政の健全性が損われ年金制度からの給付を受けられない人が増加」⁽⁹⁾ する等、「従業員年金受給権の保護」は不十分なものであった。それに加えて、「近年における従業員退職給付制度の規模・範囲・数にわたる成長が急速かつ相当のものとなって (rapid and substantial) きている」⁽¹⁰⁾ 等の事情から、ERISA は制定されたのである。

ERISA の構成および概要は、表 1 の如くである。

ERISA においては、「制度加入の最低基準」⁽¹¹⁾、「受給権賦与の最低基準」⁽¹²⁾、「年金積立の最低基準」⁽¹³⁾、年金制度終了 (termination of a plan) の際の年金受給権を保護するための「制度終了保険」⁽¹⁴⁾ の創設などが規定されている。また、「年金制度の資産は、……制度加入者への年金給付以外の目的のために用いられてはならない」⁽¹⁵⁾ と規定され、ここに企業年金資産は、企業の資産とは峻別されることが法律の上で制度として確立されたのである。

したがって、将来の年金給付を確保するために必要な年金資産現価を超過する年金資産 (以下、超過積立額と呼ぶ) は、これを取り崩して、企業の資産として利用することは容易には出来なくなったのである。これを実現するためには、制度を終了させなければならない。しかも「制度の残余資産は (1)制度の加入者・受益者へのすべての債務が皆済され、(2)残余資産の分配が、本法のいかなる規定にも違反せず、(3)かような状況 (=制度終了、引用者注) 下でのこの種の分配を制度が規定している場合、に限り、使用者 (=企業、引用者注)

表1 ERISAの構成と概要

| 編=表題(TITLE) | 副題(SUBTITLE) | 部(PART) | 条(SECTION) | 概 要 |
|---------------------------------|----------------------|-------------------------|-------------|---|
| I. 従業員の年金給付権の保護 | A. 一般規定 B. 規制規定 | | § 2-4 | ERISAの目的、用語の定義および適用範囲等 |
| | | 1. 報告および公示 | § 101-111 | 従業員給付制度に関する加入者および内国歳入庁等への報告および公示等 |
| | | 2. 加入および受給権賦与 | § 201-211 | 加入資格および受給権賦与に関する最低必要条件等 |
| | | 3. 積立方式 | § 301-306 | 年金資産の最低積立基準および過去勤務債務の償却期間 |
| | | 4. 受託者責任 | § 401-414 | 年金制度の受託者が守るべき責任および禁止取引の内容 |
| II. 退職制度に関する内国歳入法の修正 | A. 加入、受給権賦与、積立方式、管理等 | 5. 管理および施行 | § 501-514 | ERISAの施行内容等 |
| | | 1. 加入、受給権賦与および積立方式 | § 1011-1017 | 退職制度および適格年金制度に関する内国歳入法の修正内容 |
| | | 2. 適格退職制度に関する他の条項 | § 1021-1024 | |
| | | 3. 登録および公示 | § 1031-1034 | |
| | | 4. 退職制度の適格性に関する公的判定 | § 1041 | |
| III. 司法権、管理、施行； 合同年金タスクフォース等 | A. 司法権、管理および施行 | 5. 内国歳入庁 | § 1051-1052 | |
| | | B. 退職制度に関するその他の内国歳入法の修正 | § 2001-2008 | |
| | | C. 数理士の役割 | § 3001-3004 | ERISAの施行および管理に関する財務省と労働省の管轄範囲等 |
| | B. 合同年金タスクフォース；調査 | 1. 合同年金タスクフォース | § 3021-3024 | 上院 および下院の各委員会を合同して結成する年金委員会の設立、目的・業務内容等 |
| | | 2. その他調査 | § 3031-3032 | |
| IV. 制度終了保険 | A. 年金給付保障公庫 | | § 3041-3043 | 数理士の役割について協議する財務省・労働省合同委員会等 |
| | | B. 適用範囲 | § 4001-4009 | 制度終了保険の運営主体である年金給付保障公庫の組織・業務内容等 |
| | | C. 制度の終了 | § 4021-4023 | 制度終了保険の適用範囲等 |
| | | D. 使用者債務 | § 4041-4048 | 年金制度を終了させる場合の手続きおよび年金資産の配分方法等 |
| | | E. 1954年内国歳入法の修正；施行日 | § 4061-4068 | 年金制度が終了した場合の使用者企業債務の取扱い等 |
| | | | § 4081-4082 | |

〔出所〕信託協会海外視察団『米国における従業員退職給付制度の現状』、昭和61年12月。なお、若干の訳語を修正している。

に配分されうる」⁽¹⁶⁾ ののである。

このような ERISA の諸規定に対応して、財務会計基準審議会 (Financial Accounting Standards Board, 以下, FASB と呼ぶ) は, 1985年12月に「財務会計基準書第87号」⁽¹⁷⁾ (以下, 「基準書第87号」と呼ぶ) 及び「財務会計基準書第88号」⁽¹⁸⁾ (以下, 「基準書第88号」と呼ぶ) を発表した。

「基準書第87号」においては, これまで脚注表示にとどまっていた年金負債 (詳しくは, 第2章3にて後述) が貸借対照表に計上されることになった。また「基準書第88号」では, 超過積立額を制度終了を伴わずに取り崩して, 収益として計上することができるようになり, 結果として, ERISA の規定から大きく乖離することになった。

これら ERISA の規定と「基準書第87号」「基準書第88号」の規定とは, どのような関係として捉えるべきであるか, そして, それらは企業にどのような財務効果を及ぼしうることについて, 試論的に若干の解明を行うこととする。

注

- (1) Pension Reform Act of 1974, P. L. 93-406. Employee Retirement Income Security Act of 1974 は, 同法の略称 (short title) である。See ERISA, § 1. なお本稿における条文参照は, Commerce Clearing House, Inc., *Pension Reform Act of 1974 —Law and Explanation— 7th printing, Sept., 1975* によっている。
- (2) アメリカにおける年金制度は, 公的年金制度と私的年金制度とに大別される。公的年金制度には, 全国民を対象とする社会保障制度 (老齢・遺族・障害保険) の他に, 連邦職員退職制度, 州・地方自治体職員退職制度, 鉄道職員退職制度が含まれる。私的年金制度は, 従業員年金制度, 個人年金制度, 自営業者年金制度に大別される。本稿にいう企業年金制度は, 私的年金制度の中の従業員年金制度である。なお以上の分類は, 厚生年金基金連合会『訪米調査団報告 アメリカの企業年金の資産運用の実態』, 昭和60年3月, 19ページによるものである。
- (3) ERISA は全4編から編成されており, その第1編 (Title I) が, 「従業員の年金受給権の保護」 (Protection of Employee Benefit Rights) にあてられている。
- (4) 石名坂邦昭「わが国企業年金制度の研究(Ⅲ) ——企業年金制度と経営——」『駒大経営研究』第16巻第2・3号, 1985年, 5ページ。
- (5) McGill, Dan M., *Fundamentals of Private Pensions 3rd ed.*, Richard D. Irwin, Inc., 1975, p. 16.
- (6) *Ibid.*, p. 16.

- (7) Cf., *Ibid.*, p. 27.
- (8) Cf., *Ibid.*, p. 27.
- (9) 信託協会海外視察団『米国における従業員退職給付制度の現状』, 昭和61年12月, 10ページ。
- (10) ERISA, § 2(a).
- (11) ERISA, § 202.
- (12) ERISA, § 203.
- (13) ERISA, § 302.
- (14) ERISA, Title IV.
- (15) ERISA, § 403(c)(1).
- (16) ERISA, § 4044(d)(1).
- (17) Statement of Financial Accounting Standards No. 87, Employers' Accounting for Pensions, FASB, Dec., 1985.
- (18) Statement of Financial Accounting Standards No. 88, Employers' Accounting for Settlements and Curtailments of Defined Benefit Pension Plans and for Termination Benefits, FASB, Dec., 1985.

第1章 企業年金資産と ERISA

1. 企業年金の種類

アメリカにおける企業年金制度は、その拠出額・給付額の決定に関して、確定給付制度 (defined benefit plan) と確定拠出制度 (defined contribution plan) の2つに大きく分類される⁽¹⁾。

確定給付制度とは、あらかじめ給付水準を定めておいて、それを賄うのに必要な拠出額を数理計算して決定するものである⁽²⁾。これに対して、確定拠出制度は、拠出額が先に決まっておき、その拠出額と運用収益により、給付額が事後的に決定される制度である⁽³⁾。

確定給付制度については、ERISA の全ての規定が適用されるが、確定拠出制度については、「積立基準」が適用されず⁽⁴⁾、「制度終了保険」も適用されない⁽⁵⁾。この確定拠出制度においては、加入者は直接個人勘定を有し、給付は一時金として支払われる⁽⁶⁾。また、加入者が投資の手段を選択でき、個人勘定を担保として借入れが出来る⁽⁷⁾。これらの特徴を確定給付制度と比較しているの

表 2 確定給付制度と確定拠出制度の相違

| 項 目 | 確定給付制度 | 確定拠出制度 |
|---------------------------------------|------------|--------------------|
| (リスク関係) 投資に対するリスク 退職前インフレリスク | 事業主 事業主 | 従業員 従業員 |
| (ERISA の適用) 制度終了保険の適用 最低積立基準の適用 | 有 有 | 無 マネーパース・プランのみ有 |
| 過去勤務債務 ⁽⁸⁾ | しばしば有 | 無 |
| (FASB の適用) 年金負債の貸借対照表への計上 | 要 | 不 要 |

〔出所〕 信託協会海外視察団，前掲書，7 ページ。

が，表 2 である。

2. 企業年金資産の運用形態・運用機関

ERISA の下では，全ての企業年金制度は，成文の文書により創設されねばならず⁽⁹⁾，その中で指名受託者 (named fiduciary) を定めねばならない⁽¹⁰⁾。指名受託者とは，制度の管理・運営を取り仕切る権限を有する者である⁽¹¹⁾。通常，指名受託者には，企業の取締役会や年金委員会等がその地位に就いている⁽¹²⁾。

そして企業年金資産は，保険会社⁽¹³⁾ との保険契約による場合を除いて⁽¹⁴⁾，信託により単一あるいは複数の信託受託者 (trustee) により保有されねばならない⁽¹⁵⁾。この信託受託者は，信託証書あるいは年金制度文書 (= 前述の成文の文書，筆者注) によって指定されていなければならない⁽¹⁶⁾。そして信託受託者は，指名受託者の指示に従うことが制度文書において規定されている場合，制度資産の管理・運用に関する権限が投資マネージャーに委託されている場合を除いて，資産の管理・運用に関して排他的な権限・裁量権を与えられている⁽¹⁷⁾。この信託受託者は，銀行 (信託部) 以外では，企業の年金委員会等がその地位に就いている場合もある⁽¹⁸⁾。

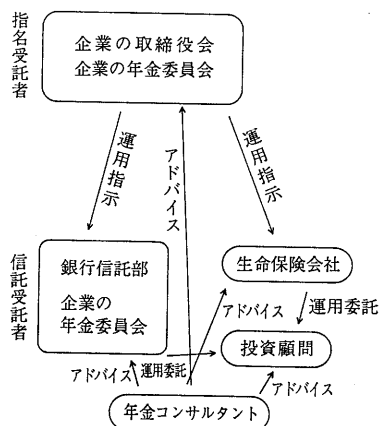
このように、企業年金制度は信託型か保険型もしくは両者の組合せの形態を探らねばならない。したがって、年金資産運用機関として銀行・生命保険会社が考えられるが、実態はこれにとどまらない。これら受託機関と年金の各種業務との関係をまとめたものが、表3および図1である。

表3 アメリカの企業年金各種業務と受託機関

| 業務 | | 受託機関 | 銀行 | 生命保険会社 | 投資顧問 | 年金コンサルタント | 企業 |
|----|------------|------|----|--------|------|-----------|----|
| 管理 | 制度設計 | | | ○ | | ○ | |
| | 数理計算 | | | ○ | | ○ | |
| | 加入者管理 | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ |
| | 給付支払 | ○ | ○ | ○ | | | ○ |
| | 官庁等への諸報告 | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ |
| 運用 | 投資運用 | ○ | ○ | ○ | | | ○ |
| | 資産管理 | ○ | ○ | | | | ○ |
| 用 | パフォーマンスの評価 | ○ | | | | ○ | |

〔出所〕信託協会海外視察団、前掲書、22ページより転載。

図1 アメリカ企業年金制度に関する諸受託機関の関係



注) 矢印の内容(指示・アドバイス・委託)は、それぞれある場合、ない場合がある。

3. 企業年金資産の運用規則

ERISA は、企業年金資産の運用に関して様々な規制を加えている。それらは総称して、「受託者責任 (Fiduciary Responsibility)」と呼ばれている⁽¹⁹⁾。この場合の「受託者」には、指名受託者や信託受託者だけでなく、「投資に関するアドバイスを行って手数料を得る者」⁽²⁰⁾すなわち年金コンサルタント会社や投資マネージャーも含まれる⁽²¹⁾。そして「受託者」は、専ら加入者およ

び受託者の利益の観点から、業務を遂行する義務 (duties) を課されている⁽²²⁾のである。

最も基本的な「受託者責任」は、プルードントマン・ルール (prudent man rule) である。これは、「当該事情の下において受託者は、同様の能力と知識を有する 慎重な (prudent) 者が同種の 性格および 同種の目的を有する事業 (enterprise) の指揮監督 (conduct) を行うとした場合に用いるであろう一般的な注意力 (care), 技術 (skill), 慎重さ (prudence) および勤勉さ (diligence) を以て、当該基金に関する義務を遂行すべきである」⁽²³⁾ という規定である。

この規制を基本として、ERISA は主に次の3つの規制を課している。まず第1に、「受託者」は、「巨大な損失というリスクを最小にとどめるために分散投資 (diversifying the investments) を行わねばならない」⁽²⁴⁾ のである。第2に、「受託者」は、利害関係者⁽²⁵⁾ との取引を禁止されている⁽²⁶⁾。そして第3に、企業年金制度は、その資産運用に関して、制度実施企業の有価証券・不動産の取得を制度資産額の10%以下に制限されている⁽²⁷⁾。これは、自社株・自社社債・自社不動産の取得を制限する規定である。

以上の如く、ERISA は企業年金制度に関して、責任者を明確にし、運用形態を信託型・保険型の2つに限定し、実際の資産運用に関しても様々な規制を課している。これらの規定により、ERISA は、企業年金資産と企業資産とを峻別し、年金資産の保全を第一義的目的とし、その目的を達成しようとしているのである。

4. 企業年金資産の運用の実態

ここでは、種々の統計資料を用いて、企業年金の実態を分析する。まず企業年金制度の件数は現在、シティーバンクの資料によると、80万件以上にのぼっている⁽²⁸⁾。そして、確定給付制度と確定拠出制度のそれぞれの件数の推移は表4の如くである。これをみると、徐々に、確定給付制度の占める割合が減少しているのがわかる。この現象に関しては、第2章5において、その原因等について検討する。

表4 企業年金制度の件数の推移

| | 確定給付制度 | | 確定拠出制度 | | 総件数 |
|------|---------|--------|---------|--------|---------|
| | 件数 | 割合 | 件数 | 割合 | |
| 1974 | 232,838 | 54.98% | 190,644 | 45.02% | 423,482 |
| 75 | 243,607 | 54.69% | 201,806 | 45.31% | 445,413 |
| 76 | 239,427 | 52.57% | 215,993 | 47.43% | 455,420 |
| 77 | 241,043 | 50.74% | 233,978 | 49.26% | 475,021 |
| 78 | 246,146 | 46.85% | 279,273 | 53.15% | 525,419 |
| 79 | 258,634 | 45.26% | 312,821 | 54.74% | 571,455 |
| 80 | 273,186 | 43.53% | 354,332 | 56.47% | 627,518 |
| 81 | 292,439 | 42.04% | 403,174 | 57.96% | 695,613 |
| 82 | 315,585 | 41.21% | 450,228 | 58.79% | 765,813 |
| 83 | 330,485 | 40.73% | 480,900 | 59.27% | 811,385 |

〔出所〕 信託協会海外視察団，前掲書，4ページの資料より作成。

また，確定給付制度・確定拠出制度のうち，資産残高が100万ドル以上の年金制度を対象とする調査によれば（調査時点は1985年），両制度の件数および資産残高は，表5の如くである。これをみると，件数において，両制度の間に大きな差はないものの，資産残高においては確定給付制度が70%を占め，圧倒的な資金量を有していることがわかる。そしてこれは，「大企業は，確定給付制度が多いが，中小企業は確定拠出制度が多い」⁽²⁹⁾ ことを如実に物語っている。

表5 資産残高100万ドル以上の企業年金制度の件数・資産残高

| 制度 | 件数 | 同割合 | 資産残高 | 同割合 |
|--------|--------|---------|-------------|---------|
| 確定給付制度 | 13,975 | 51.69% | 463,469百万ドル | 70.66% |
| 確定拠出制度 | 12,166 | 45.00% | 150,353 " | 22.92% |
| 両者の組合せ | 672 | 2.49% | 34,715 " | 5.29% |
| その他 | 225 | 0.83% | 7,378 " | 1.12% |
| 合計 | 27,038 | 100.00% | 662,915 " | 101.07% |

〔出所〕 信託協会海外視察団，前掲書，3ページの資料より作成。なお資産残高の合計数値は単純計算すると，655,915百万ドルであるが，原資料のまま転載してある。資産残高割合の計算は，合計数値を655,915百万ドルとして計算してあるため，合計の割合は100%を超えている。

次に受託機関別の受託シェアを表6に、機関別受託残高を表7に示す（調査時点は、1985～86年である）。また受託機関別の資産運用の構成を表8に示す。表6によれば、銀行と投資顧問（＝投資マネージャー）のシェアを合計した信託型企業年金資金が約70%にのぼり、保険型年金資産は約30%である。しかし、生命保険会社上位2社は、そのまま全米受託機関の上位2社となっており、上位10社のみで比較すると、銀行が37%、生命保険会社が48%、投資顧問が15%で、生命保険会社の上位会社への資金集中度が極めて高い。資産運用構成をみると、銀行の場合は債券

が、生命保険会社の場合は不動産が、投資顧問の場合は株式が、それぞれ他業態に比較して多いが、各業態とも株式への投資が最も多い。

表6 受託機関別受託シェア

| | |
|---------|-----|
| 銀行 | 38% |
| 生命保険会社 | 32% |
| 投資顧問(注) | 30% |

〔出所〕信託協会海外視察団、前掲書、26ページの資料より作成。

〔注〕銀行、生命保険会社の子会社は、それぞれ銀行、生命保険会社に含まれている。

表7 受託機関別受託残高

(単位百万ドル)

| | 銀行(含子会社) | | 生命保険会社(含子会社) | | 投資顧問 | |
|----|----------------------|---------|--------------|---------|---------------------------|--------|
| 1 | バンカーストラスト | 41,810 | ブルデンシャル | 61,968 | バッテリーマーチ | 11,504 |
| 2 | J.P.モルガン | 38,866 | エクイタブル | 54,401 | スカッダー・スチー プンス&クラーク | 10,677 |
| 3 | ウェールズファーゴ | 29,520 | メトロポリタン | 38,728 | デラウェア | 9,094 |
| 4 | メロンバンク | 21,163 | エトナ | 31,861 | クリテリオン | 8,700 |
| 5 | マニユファクチャ ラーズハノーバー | 18,383 | ニューイングランド | 21,189 | ミラー・アンダーソン& シェラード | 8,400 |
| 6 | シティーコープ | 17,938 | トラベラーズ | 20,557 | フェイズ・サロフィン | 8,275 |
| 7 | チェースマンハッタン | 15,000 | CIGNA | 18,000 | ウェリントン | 8,257 |
| 8 | キャピタル・ガーディアン | 12,883 | ジョンハンコック | 15,100 | INVESCO | 7,900 |
| 9 | ステート・ストリート | 12,252 | パシフィック | 13,280 | オープンハイマー | 7,790 |
| 10 | ウィルミントン | 10,000 | ニューヨーク | 11,000 | フィッシャー・フランシス・ トリーズ&ワッツ | 7,500 |
| | 上位10社計 | 217,815 | | 286,084 | | 88,087 |

〔出所〕信託協会海外視察団、前掲書、26—27ページの資料より作成。

表8 受託機関業態別資産運用の構成

| | 銀 行 | 生命保険会社 | 投 資 顧 問 |
|---------|------|--------|---------|
| 株 式 | 48% | 46% | 56% |
| 債 券 | 36% | 21% | 22% |
| 現 金 等 | 11% | 12% | 10% |
| 抵 当 証 券 | 1% | 6% | 2% |
| 不 動 産 | 1% | 9% | 5% |
| そ の 他 | 3% | 6% | 5% |
| 合 計 | 100% | 100% | 100% |

〔出所〕信託協外海外視察団，前掲書，26ページより転載。

注

- (1) 厚生年金基金連合会，前掲書，19ページ。
- (2) 同上書，19ページ。
- (3) 同上書，19～20ページ。
- (4) ERISA, § 301(a).
- (5) ERISA, § 4021(b).
- (6) 信託協会海外視察団，前掲書，7ページ。
- (7) 同上書，7ページ。
- (8) 過去勤務債務 (past service liability) とは，企業年金制度採用以前もしくは制度改訂以前の勤務に配分される年金費用である。これに対し，制度採用後もしくは制度改訂後の勤務に配分される年金費用を正常費用 (normal cost) という。
- (9) ERISA, § 402(a)(1).
- (10) ERISA, § 402(a)(1).
- (11) ERISA, § 402(a)(1).
- (12) 信託協会海外視察団，前掲書，19ページ。ATT 社の年金制度 (AT& T PENSION PLAN) の場合，この指名受託者には年金委員会 (Employees' Benefit Committee) が当たっているが，その構成メンバー等は不明である。See AT& T PENSION PLAN SUMMARY PLAN DESCRIPTION, p. 25.
- (13) この場合の保険会社は，事業を営む法的資格を有していなければならない。see ERISA, § 403(b)(1).
- (14) ERISA, § 403(b)(1).
- (15) ERISA, § 403(a).
- (16) ERISA, § 403(a).
- (17) ERISA, § 403(a).
- (18) 信託協会海外視察団，前掲書，19ページ。

- (19) ERISA, §§401-414.
- (20) Commerce Clearing House, Inc., *op. cit.*, p. 97.
- (21) *Ibid.*, p. 97.
- (22) ERISA, § 404(a)(1).
- (23) ERISA, § 404(a)(1)(B).
- (24) ERISA, § 404(a)(1)(C).
- (25) ERISA における「利害関係者 (a party in interest)」には、以下の者が含まれる。(1)受託者, 従業員, (2)制度への役務 (services) 提供者, (3)使用者, (4)従業員組織 (=労働組合, 引用者注), (5)議決権株の50%以上を有する者, 50%以上の資本関係・パートナーシップ関係にある者。See ERISA, § 3(14).
- (26) ERISA, § 406.
- (27) ERISA, § 407(a)(1). なお, 有価証券, 不動産, 年金制度資産額の評価は, 公正なる市場価額 (fair market value) による。See ERISA, § 407(a)(2).
- (28) 信託協会海外視察団, 前掲書, 4ページ。
- (29) 厚生年金基金連合会, 前掲書, 20ページ。

第 2 章 企業年金資産と「財務会計基準」

1. 企業年金制度に関する会計基準の変遷

企業年金制度の会計処理基準は, 制定順に 列挙すれば, (1)会計手続委員会 (Committee on Accounting Procedure)⁽⁴¹⁾ による「会計研究公報第36号」⁽⁴²⁾ (以下, 公報第36号) と呼ぶ), (2)同じく会計手続委員会による「会計研究公報第47号」⁽⁴³⁾ (以下, 「公報第47号」 と呼ぶ), (3)会計原則審議会 (Accounting Principles Board)⁽⁴⁴⁾ による「会計原則審議会意見書第 8号」⁽⁴⁵⁾ (以下, 「意見書第 8号」 と呼ぶ), (4) FASB による「財務会計基準審議会解釈第 3号」⁽⁴⁶⁾ 「以下, 「解釈第 3号」 と呼ぶ), (5) FASB による「財務会計基準書第35号」⁽⁴⁷⁾ (以下, 「基準書第35号」 と呼ぶ), (6) FASB による「財務会計基準書第36号」⁽⁴⁸⁾ (以下, 「基準書第36号」 と呼ぶ), (7) FASB による「基準書第87号」および(8) FASB による「基準書第88号」である。

まず, 1948年の「公報第36号」においては, 過去勤務費用 (cost of annuities based on past service) の将来相当期間にわたる償却が規定されてい

る⁽⁹⁾。過去勤務費用とは、制度採用以前の勤務に基く年金費用である⁽¹⁰⁾。この規定は、当時の過去勤務費用の会計処理——「準備金（“reserve”）」設定⁽¹¹⁾、年金制度採用年度の損益勘定における修正項目としての処理⁽¹²⁾、繰延費用計上の後、数年にわたる償却⁽¹³⁾——のうち前二者を否定したものである。

「公報第36号」においては、過去勤務費用のみが、その会計処理基準を規定されたのであって、年金制度採用年度以降の年度の勤務に基く年金費用に関する規定は、なされていない。当時の年金費用は、「賦課」基準（“pay-as-you-go” basis）で処理されたのが一般的であった⁽¹⁴⁾。しかし、この会計処理方法には問題があったのである。すなわち、年金制度の充実とともに退職者への給付額が増加すると、損益勘定上の費用が増加するからである⁽¹⁵⁾。それゆえ、年金制度を採用する時点で、利益剰余金を取り崩して「準備金」を設定し、将来の年金給付支出に備える会社もあった⁽¹⁶⁾のである。つまり当時、「年金費用は費用としてではなく、利潤の一部の分配として」⁽¹⁷⁾ 会計処理されたケースもあったのである。

1956年の「公報第47号」は、年金費用（最終的には退職者への年金給付金）が、利潤分配ではなく、「企業活動上の費用（costs of doing business）」⁽¹⁸⁾ である、と規定している。そして「年金数理法（actuarial techniques）を用いた、合理的に正確な見積り」⁽¹⁹⁾ による年金費用の算出を規定し、その年金費用の期間配分をも規定している。すなわち、「過去勤務費用（past service benefit costs）は、現在および将来の諸期間に配分されるべきである」⁽²⁰⁾ と規定され、「現在および将来の勤務に基く費用は、年金制度の対象となっている従業員の実際の勤務（active service）が期待される期間にわたって、系統的に発生すべきである」⁽²¹⁾ と規定されている。つまり、「公報第47号」においては、現金支出時点で費用を認識する「賦課」基準による費用の認識を排し、これが発生基準によるべきであることが規定されたのである。

しかしながら、「公報第47号」においては、然るべき年金数理法が如何なるものであるのか、また、然るべき期間配分が如何なるものであるのかの規定されていない。すなわち、「公報第47号では（その会計処理方法に、引用者注）フレキシビリティが認められていた」⁽²²⁾ のである。それゆえ、「多くの場合、

年金基金への拠出は、(そしてその結果、費用として引き当てられる額は、原注) 会社の利益の変化に伴って変動した⁽²³⁾ のであり、依然として、利益処分の性格は払拭されなかったと言えよう。

このような事態を受けて1966年に発表された「意見書第8号」は、その目的として次の二点をあげている。すなわち、「会計原則を明確にし、そして年金制度の費用の会計に適用されうる実務の選択の幅を狭める」⁽²⁴⁾ の二点である。その目的のために「意見書第8号」は、「費用の如何なる部分も、利益剰余金から直接控除してはならない」⁽²⁵⁾ ことを確認している。そして、「費用は積立てられると否とにかかわらず、年々 (annually) 認識されるべきである」⁽²⁶⁾ とし、「年金費用会計は、(使用者側の、引用者注) 自由裁量によって左右されてはならない」⁽²⁷⁾ と、「意見書第8号」は規定しているのである。その上で、「意見書第8号」は「年金費用の年間引当額」の満たすべき「最低額」および「最高額」を規定している⁽²⁸⁾。この規定を見ると⁽²⁹⁾、過去勤務費用および年金制度改訂に伴って改訂日以前の年度に配賦される後発過去勤務費用 (prior service cost) は、最短で10年間、最長で40年間で償却されるべきことが規定されている⁽³⁰⁾。

また、「公報第47号」においては規定されていない、年金数理利得 (actuarial gains) および年金数理損失 (actuarial losses)⁽³¹⁾ の会計処理方法も規定されている。ともに「現在および将来の諸年度にわたって期間配分される (be spread) ことが望ましい」⁽³²⁾ と規定されているのである。そしてその「期間は、10ないし20年が合理的である」⁽³³⁾ としている。

そして年金制度に関して貸借対照表上に計上されるべきものとして「意見書第8号」は、「未払年金費用 (accrued pension cost)」「前払年金費用 (pre-paid pension cost)」および「法的債務 (legal obligation)」のみを認めている⁽³⁴⁾。そして「未積立の (=未償却の、引用者注) 後発過去勤務費用は負債ではない。したがって貸借対照表に計上してはならない」⁽³⁵⁾ と規定されているのである。

1974年9月の ERISA の成立を受けて、同年12月に FASB は「解釈第3号」を発表した。「解釈第3号」は、まず「同法 (ERISA, 引用者注) の結果、『意

表9 「意見書第8号」と「基準書第36号」における開示の比較

| 「意見書第8号」 | 「基準書第36号」 |
|---|--|
| (1) 制度の存在を示し、その対象となる従業員集団を特定する、あるいは記述する文章 | (1) 同 左 |
| (2) 会計方針および積立方針に関する文章 | (2) 同 左 |
| (3) 年金費用の期間引当額 | (3) 同 左 |
| (4) 会計方針の変更、年金数理上の諸仮定の変更、制度の採用・改訂 | (4) 同 左 |
| (5) 受給権確定給付の年金数理現価－(年金基金総額＋未払金－前払費用) | (5) a. 受給権確定給付累積額の年金数理現価 b. 受給権未確定給付累積額の年金数理現価 c. 給付に充当可能な純資産額 d. 上記a, bの算出にあたって用いられた予想収益率 e. 上記a, bの決定された日付 |

〔出所〕 APB Opinion No. 8, para. 46 および Statement of Accounting Standards No. 36, paras. 7-8 より作成。

見書第8号』の……年金費用引当額に関する最低額・最高額の規定を変更する必要はない⁽³⁶⁾と認定している。

ERISA は、年金負債に関して次のように規定している。まず、「労働省内に、年金給付保障公庫 (Pension Benefit Guaranty Corporation) を設置する」⁽³⁷⁾、そしてこの年金給付保障公庫は、「(年金、引当者注) 制度を終了させるための訴訟を起すことができる」⁽³⁸⁾のである。そして「制度管理者による制度終了」⁽³⁹⁾の場合であれ、「公庫による制度終了」⁽⁴⁰⁾の場合であれ、「使用者」⁽⁴¹⁾は、次の額の負債を公庫に対して負うのである。すなわち、「いかなる使用者も、次の額のうち少額の方の負債を公庫に対して負う。(1)以下の(A)が(B)を超過する額。(A)制度の終了日現在、本編(第4編、引用者注)で保障されている給付の現価。(B)制度終了日現在、給付に充当可能な資産の現価。もしくは、(2)制度終了日から120日以内の日、但し公庫の指定した日現在の、使用者の純財産の30パーセント」⁽⁴²⁾。つまり、年金制度を設定している会社は、「制度終了時には純資産の30%を限度として債務弁済義務を負うことになる」⁽⁴³⁾のである。

しかしながら、「解釈第3号」は、「同法（ERISA，引用者注）は、『意見書第8号』の……負債としての会計的認識を裏付ける……法的債務を生じさせてはいない」⁽⁴⁴⁾と認定しているのである。

1980年の「基準書第36号」は、「意見書第8号」の開示に関する部分の改訂である⁽⁴⁵⁾「意見書第8号」における開示規定と、「基準書第36号」におけるそれとを比較したものが、表9である。表9を見ると、(5)の部分のみが改訂されている。そして「『基準書第36号』は、年金費用および年金負債の測定を司る(govern)『意見書第8号』の基本的な規定を変更してはいない」⁽⁴⁶⁾のである。すなわち開示情報の拡充がなされたに過ぎないのであって、基本的な会計規定は「意見書第8号」のそれと変わるところはないのである。

さて、「基準者第36号」の要求している開示情報は、「『基準書第35号』の要求している情報と実質的に(essentially)同じ情報である」⁽⁴⁷⁾。したがって、1980年の「基準書第35号」における規定は、「意見書第8号」のそれを基本的には踏襲しているのである。

2. 超過積立年金制度と未積立年金制度

ここでは、会計規定を離れて、代表的な企業年金制度の積立状況について検討する。超過積立額を有する年金制度（以下、超過積立年金制度と呼ぶ）の例を表10に、また年金資産が未積立のままである年金制度（以下、未積立年金制度と呼ぶ）の例を表11に示す⁽⁴⁸⁾。そして、1975年から84年までの10年間の、年金費用の対前年比伸び率と、各年度末の年金資産が給付権確定給付を満たしている割合とを示しているのが表12である。

表12の年金費用増加率のうち、1975年から76年にかけての著しい増加率は、ERISAの規制に従うために費用が増大したことによるものである⁽⁴⁹⁾。その他の年度をみると、とりわけ1978年から84年にかけては、年金費用増加率は年々減少している。しかし、それに反して、年金資産が給付権確定給付を満たしている割合は増加を続けている。すなわち、超過積立年金制度が増加し、未積立年金制度が減少してきていることがうかがえるのである。特に、1980年以降、調査対象である40社の企業年金資産は平均すると超過積立の状態となってい

表10 超過積立年金制度の一例 (1984年度, 単位100万ドル)

| 会 社 名 | 給付権発生負債 | 基 金 資 産 | 超 過 積 立 額 |
|------------------------|---------|----------|-----------|
| Armco | 1,526.6 | 1,591.5 | 64.9 |
| Westinghouse | 3,020.3 | 3,162.2 | 141.9 |
| Goodrich | 524.3 | 563.6 | 39.3 |
| Xerox | 1,205.6 | 1,296.7 | 91.1 |
| Dow Chemical | 1,190.0 | 1,314.0 | 124.0 |
| U. S. Steel | 7,396.0 | 8,185.0 | 789.0 |
| Warner Lambert | 653.5 | 738.0 | 84.5 |
| Combustion Engineering | 497.9 | 565.5 | 67.6 |
| Woolworth | 375.0 | 429.0 | 54.0 |
| Caterpillar Tractor | 2,193.0 | 2,586.0 | 393.0 |
| Goodyear | 1,607.2 | 1,917.1 | 309.9 |
| Honeywell | 929.0 | 1,128.1 | 199.1 |
| Firestone | 830.0 | 1,019.0 | 189.0 |
| Sears | 2,034.5 | 2,565.7 | 531.2 |
| Borden | 247.3 | 314.7 | 67.4 |
| Pfizer | 320.7 | 418.7 | 98.0 |
| Monsanto | 1,554.0 | 2,074.0 | 520.0 |
| Lockheed | 2,291.0 | 3,137.0 | 846.0 |
| Beatrice Foods | 464.0 | 638.0 | 174.0 |
| General Electric | 8,331.0 | 11,695.0 | 3,364.0 |
| Du Pont | 5,631.0 | 8,359.0 | 2,728.0 |
| Eastman Kodak | 2,651.0 | 3,992.0 | 1,341.0 |
| IBM | 7,016.0 | 11,444.0 | 4,428.0 |

〔出所〕 Patrick J. Regan and Steven D. Bleiberg, "Overfunded Pension Plans," *FINANCIAL ANALYSTS JOURNAL* / NOVEMBER - DECEMBER 1985, pp. 10-12 に所収の表より抜粋。

表11 未積立年金制度の一例 (1984年度, 単位100万ドル)

| 会 社 名 | 給付権発生負債 | 基 金 資 産 | 未 積 立 額 |
|-----------------|----------|----------|---------|
| Uniroyal | 705.0 | 330.0 | 375.0 |
| American Motors | 726.8 | 372.9 | 353.9 |
| Western Union | 390.7 | 221.0 | 169.7 |
| Chrysler | 2,856.1 | 2,511.4 | 344.7 |
| LTV | 3,173.3 | 2,936.9 | 236.4 |
| General Motors | 20,216.2 | 19,457.3 | 758.9 |
| Bethlehem Steel | 3,212.5 | 3,118.9 | 93.6 |
| Ford | 8,770.0 | 8,550.0 | 220.0 |

〔出所〕 表10に同じ。

表12 年金費用・年金資産の相対的成長率 (%)

| | 1975 | 1976 | 1977 | 1978 | 1979 | 1980 | 1981 | 1982 | 1983 | 1984 |
|------------------|------|------|------|------|------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 年金費用増加率 | 14.7 | 20.5 | 8.5 | 14.0 | 11.0 | 9.6 | 3.8 | 2.3 | -5.5 | -4.6 |
| 年金資産/給付権 確定給付 | 85.5 | 80.3 | 78.1 | 81.9 | 84.0 | 109.1 | 102.8 | 113.4 | 124.2 | 121.4 |

〔出所〕 表10に同じ。

表13 制度終了の事例 (単位100万ドル)

| | 1980 | 1981 | 1982 | 1983 | 1984 | 1985 | 計 |
|-----------------|------|------|------|------|------|------|-----|
| 制度終了数 | 1 | 1 | 6 | 8 | 11 | 14 | 41 |
| 取り崩された 超過資産額 | 1 | 4 | 58 | 213 | 368 | 103 | 747 |

〔出所〕 Michal J. Anderson and K. C. Chen, "A Survey on Current Practice in Defined Benefit Plan Terminations," *FINANCIAL ANALYSTS JOURNAL*/NOVEMBER-DECEMBER 1986, pp. 14-18.

る。そしてこれは、他の調査⁽⁵⁰⁾による年金制度終了事例の分析と奇しくも一致しているのである。すなわち、「1980年以降、600社を超える会社が、制度終了を通じて超過基金を取り崩す (recapture) という選択権 (option) を行使してきている」⁽⁵¹⁾のである。

この600を超える企業へのアンケートに基く調査結果⁽⁵²⁾をまとめたものが表13である。表13によれば、1980年3月から85年6月までの調査対象期間⁽⁵³⁾において、1983年以降の制度終了が、事例数で80%以上、取り崩された超過資産額で90%以上を占めている⁽⁵⁴⁾。

本節における以上の検討から、超過積立年金制度が問題となり始めたのは、1980年以降、とりわけ1983年以降のことであることがうかがえるのである。

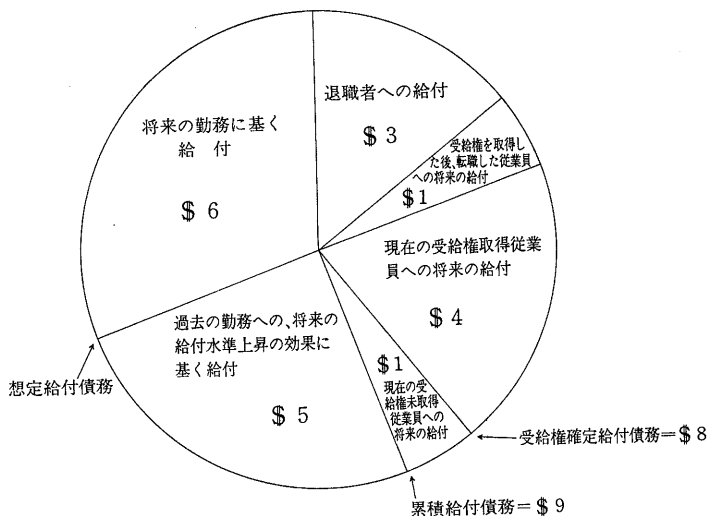
3. 年金負債の貸借対照表計上

「基準書第87号」は、一部産業界の 嗽々たる 批判の中⁽⁵⁵⁾、「基準書第88号」とともに発表された。この「基準書第87号」における、年金債務は、図2の如くである。

この例における総年金債務 (現在の年金制度に加入している従業員へ、現在および将来において支払われる給付総額の数理現価) は、2,000万ドルである。

受給権確定給付債務は、すでに年金受給権を取得している加入者への現在および将来の年金給付の数理現価である。そして、この受給権確定給付債務に、受

図2 「基準書第87号」における年金債務（単位100万ドル）



〔出所〕 Lawrence N. Bader and Martin L. Leibowitz, *An Overview of FASB Statement 87 on Pension Accounting*, Salomon Brothers Inc., November 1986, p. 1.

図3 年金負債貸借対照表計上の例示

例1 未積立累積給付債務=追加最小負債=15 未償却過去勤務債務=無形固定資産=15 計上限度額

| 現行 B/S | | 新基準に従った B/S | |
|--------|-----|-------------|------|
| 資産 | 負債 | 資産 | 負債 |
| 100 | 70 | 100 | 70 |
| | → | | |
| | 資本 | 15 | 資本 |
| | 30 | → | 追加負債 |
| 100 | 100 | 15 | 30 |
| | → | | |
| | | 115 | 115 |
| | | 無形固定資産 | |

自己資本負債比率=233.3% → 283.3%

例2 未積立累積給付債務=追加最小負債=25 未償却過去勤務債務=無形固定資産=15 計上限度額

| 現行 B/S | | 新基準に従った B/S | |
|--------|-----|-------------|------|
| 資産 | 負債 | 資産 | 負債 |
| 100 | 70 | 100 | 70 |
| | → | | |
| | 資本 | 25 | 資本 |
| | 30 | → | 追加負債 |
| 100 | 100 | 15 | 20 |
| | → | | |
| | | 115 | 115 |
| | | 無形固定資産 | |

自己資本負債比率=233.3% → 475.0%

〔出所〕 Statement of Financial Accounting Standards No. 87, paras. 36-37 の規定に基づいて作成。

給権を未だ取得するに至っていない加入者への将来の年金給付の数理現価を加えたものが累積給付債務である。

この累積給付債務が、「基準書第87号」における貸借対照表上に計上されるべき年金負債の算定基準となるのである。すなわち、累積給付債務が年金資産価額を超える場合、企業は少くともその差額を貸借対照表上に負債として計上しなければならないのである⁽⁵⁶⁾。そして、この「追加的最低負債 (additional minimum liability)」⁽⁵⁷⁾ が計上される場合には、その相手勘定として、無形固定資産が借方に計上される⁽⁵⁸⁾。しかし、この無形固定資産は未償却の過去勤務債務に限定されるため、「追加的最低負債」がこの未償却過去勤務債務を超える場合、その差額は資本の減少 (a separate component [that is, a reduction] of equity) として処理される⁽⁵⁹⁾ のである。これらの関係を例示したものが図3である。

4. 超過積立年金資産取り崩し方法の変化

すでに触れたように、ERISA の規定下においては、超過積立額の取り崩し方法は、制度の終了を経なければ出来ないことになっている。また、この実例の一端についても、すでに検討した。そしてこれは、確定給付制度を終了させて「代わりに年金保険を購入することで従業員への年金支払いを保障」⁽⁶⁰⁾ する方法や、「代りに確定拠出制度を採用する」⁽⁶¹⁾ 方法によって行われてきたのである。

しかしながら、「基準書第88号」において、制度終了を伴わない年金数理利得 (=超過積立額を構成するもの) を、会計上の利益として計上する道が拓かれることとなったのである⁽⁶²⁾。これは「年金債務の決済が行われる (a pension obligation is settled) 場合、あるいは制度が削減される (a plan is curtailed) 場合」⁽⁶³⁾ に可能である。

この「基準書第88号」の規定によって、超過積立額を制度終了を伴わずに取り崩すことができるようになったのである。そしてこれを保証するかのようになり、「ERISA 諮問評議会 (ERISA Advisory Council) は、年金制度負債の120%を超える資産を取り崩す場合、制度終了を伴わずにそれができるように、勸

告した」⁽⁶⁴⁾ のである（なお、両者の前後関係は不明である）。

5. 企業年金資産と企業財務

以上のように、「基準書第87号」においては、年金負債の貸借対照表計上が強制されることになった。また「基準書第88号」においては、制度終了を伴わない超過積立額取り崩しが認められることになった。これらの企業への財務的効果は如何なるものであろうか。

まず、年金負債の貸借対照表計上は、ERISA の「受給権保護」の観点からは確かに有効であろう。しかし企業にとっては、「バランスシートの負債が一挙にふえれば財務体質が悪化して（図2を参照のこと、引用者）、格付け機関から格下げを食うことは必至。そうなれば資本市場からの資金調達コストがハネ上がり、深刻な経営問題に発展する」⁽⁶⁵⁾ という大問題がある。

しかしながら、これを逆にみると、年金負債の貸借対照表計上には次のような利点があるのを見過ごすことはできない。すなわち、年金負債の貸借対照表計上によって、その償却が強制されることとなる。これはすなわち、「年金負債の費用効果」である。

また、制度終了を伴わない超過積立額取り崩しが認められたことは、近年問題となってきた制度終了⁽⁶⁶⁾ にストップをかける目的があるのかも知れない。しかしいずれにせよ、これを認めることはすなわち、新たな「財務術策」を認めることに他ならない。これは、原則として非課税である事業主拠出（＝年金費用）とその運用収益（原則として非課税）で構成される年金基金を、より簡単に（＝制度終了を伴わずに）企業が利用できることを意味するからである⁽⁶⁷⁾。そしてこれは、ERISA において企業の資産とは峻別されたはずの企業年金資産が、従業員の年金受給権を保護しさえすれば、企業の資産と同一のものであることを、FASB がそして ERISA 諮問評議会が容認したことに他ならないのである。

注

- (1) 1938年に組織され、1959年までに計51の「会計研究公報」を発表した、アメリカ公認会計士協会（American Institute of Certified Public Accountants）の常任委員

- 会である。なお同協会の名称は、1957年まではアメリカ会計士協会 (American Institute of Accountants) であった。Cf., Hendriksen, Eldon S., *Accounting Theory 4th ed.*, Richard D. Irwin, Inc., 1982, pp. 34-35.
- (2) Accounting Research Bulletin No. 36, Pension Plans—Accounting for Annuity Costs Based on Past Service, Nov., 1948.
 - (3) Accounting Research Bulletin No. 47, Accounting for Costs of Pension Plans, Sept., 1956.
 - (4) 1959年に組織され、14年間に計31の「会計原則審議会意見書」を発表した、アメリカ公認会計士協会の常任委員会である。Cf., Hendriksen, *op. cit.*, pp. 36-37.
 - (5) APB Opinion No. 8, Accounting for the Cost of Pension Plans, Nov., 1966.
 - (6) FASB Interpretation No. 3, Accounting for the Cost of Pension Plans Subject to the Employee Retirement Income Security Act of 1974 (an interpretation of APB Opinion No. 8), Dec., 1974.
 - (7) Statement of Financial Accounting Standards No. 35, Accounting and Reporting by Defined Benefit Pension Plans, Mar., 1980.
 - (8) Statement of Financial Accounting Standards No. 36, Disclosure of Pension Information, an amendment of APB Opinion No. 8, May, 1980.
 - (9) see Accounting Research Bulletin No. 43, Ch. 13(a), para. 4. なお本論文において「公報第43号」を引用しているのは、「同公報 (『公報第43号』, 引用者注) 第13章第A項においては、『公報第36号』の内容はもちろんのこと、その言い回しも変わっていない」からである。See McGill, *op. cit.*, p. 396.
 - (10) See Accounting Research Bulletin No. 43, Ch. 13(a), para. 3.
 - (11) See Hall, William D. and Landsittel, David L., *A New Look at Accounting for Pension Costs*. Richard D. Irwin, Inc., 1977, p. 8.
 - (12) See *ibid.*, p. 8.
 - (13) See *ibid.*, p. 8.
 - (14) See *ibid.*, p. 7. この「賦課」基準とは、現金支出がなされた時点で、この額を費用として認識するという基準である。
 - (15) See *ibid.*, p. 7.
 - (16) See *ibid.*, pp. 7-8.
 - (17) *Ibid.*, p. 8.
 - (18) Accounting Research Bulletin No. 47, par. 3.
 - (19) *Ibid.*, para. 4.
 - (20) *Ibid.*, para. 3.
 - (21) *Ibid.*, para. 5.
 - (22) Hall and Landsittel, *op. cit.*, p. 11.
 - (23) *Ibid.*, p. 12.

- (24) APB Opinion No. 8, para. 6.
- (25) *Ibid.*, para. 17.
- (26) *Ibid.*, para. 16.
- (27) *Ibid.*, para. 16.
- (28) See *ibid.*, para. 17.
- (29) 詳しくは, *ibid.*, para. 17 を参照のこと。
- (30) See *ibid.*, para. 17.
- (31) 年金数理利得・損失とは, 年金数理法上の仮定と, 現実の基金運用実績・現実の従業員の退職状況・死亡率等との乖離から生ずる利得・損失である。See *ibid.*, Appendix B-Glossary.
- (32) *Ibid.*, para. 30.
- (33) *Ibid.*, para. 30.
- (34) See *ibid.*, para. 18.
- (35) *Ibid.*, para. 18.
- (36) FASB Interpretation No. 3, para. 3.
- (37) ERISA, § 4002(a).
- (38) ERISA, § 4042(a).
- (39) ERISA, § 4041.
- (40) ERISA, § 4042.
- (41) この使用者 (employer) とは, 制度を維持している人という意味で用いられている。See ERISA, § 4062(a).
- (42) ERISA, § 4062(b).
- (43) 伊藤宗武, 藤野信雄, 吉牟田勲, 『新版企業年金』, 財経詳報社, 1981年, 27ページ。
- (44) FASB Interpretation No. 3, para. 5.
- (45) See FASB Statement of Financial Accounting Standards No. 36, para. 10.
- (46) McGill, Dan M., *Fundamentals of Private Pensions 5th ed.*, Richard D. Irwin. Inc., 1984, p. 400.
- (47) *Ibid.*, p. 399.
- (48) この調査は, Patrik J. Regan and Steven D. Bleiberg, "Overfunded Pension Plans," *FINANCIAL ANALYSTS JOURNAL/NOVEMBER-DECEMBER 1985*, pp. 10-12 によるものである。なお同調査が対象としている年金制度は, 「10大産業の各4大企業であり, ERISA の (受給権保護の, 引用者) 対象となっている従業員の約12% を占め, また, 企業年金基金の約20% を占めている」。See Regan and Bleiberg, *op. cit.*, p. 10.
- (49) See *ibid.*, p. 10.
- (50) Michael J. Anderson and K. C. Chen, "A Survey on Current Practice in De-

- fined Benefit Plan Terminations,” *FINANCIAL ANALYSTS JOURNAL/NOVEMBER-DECEMBER* 1986, pp. 14-18,
- (51) *Ibid.*, p. 14.
- (52) アンケートへの回答は、31社によるものに過ぎない。See *ibid.*, p. 14.
- (53) See *ibid.*, p. 14.
- (54) なお、調査対象期間中の総取り崩し超過資産額7億4,700万ドルは、600を超える企業によるその12%以上を占めると、著者らは推定している。See *ibid.*, pp. 14-15.
- (55) 「……自動車や鉄鋼など多くの従業員を抱える産業は、将来の年金支払必要額が大きいだけに、不足額も巨額にのぼり、FASBの提案に真っ向から反対していた。」、日本経済新聞、1986年1月31日。
- (56) See Statement of Financial Accounting Standards No. 87, para. 36.
- (57) *Ibid.*, para. 36.
- (58) See *ibid.*, para. 37.
- (59) See *ibid.*, para. 37.
- (60) 日本経済新聞、1985年8月27日。
- (61) 信託協会海外視察団、前掲書、23ページ。
- (62) See Statemnt of Financial Accounting Standards No. 88, Summary.
- (63) See *ibid.*, Summary.
- (64) Surz, Ronald J., “Deciding What to Do with Those Excess Pension Assets,” *FINANCIAL ANALYSTS JOURNAL/JULY-AUGUST* 1986, p. 6.
- (65) 日本経済新聞、1986年1月31日。
- (66) 「企業が過剰積み立てになっている年金資金を取り崩して、企業買収など他の事業目的に使うのは、年金の受益者である従業員の不満を高めるとの指摘が強まっている。」、日本経済新聞、1985年8月27日。
- (67) 本稿においては、企業年金の税制面には触れていないが、信託協会海外視察団、前掲書によれば、企業年金に関する税規定は以下の如くである。まず拠出段階においては、事業主拠出分は原則非課税、従業員拠出分は課税。積立段階においては、事業主拠出分については課税、従業員拠出分については原則非課税。

むすびにかえて—今後の課題

以上の如く、ERISAにおいて、「制度加入者への年金給付以外の目的のために用いられてはならない」と規定された企業年金資産は、その不足額については費用効果を有するものとして、また超過額についてはもはや企業の資産と変わらないものとして、その規定が一部空洞化されつつある。

しかしながら、本稿における検討は、個別企業レベルにおける分析を欠いている。また、「基準書第87号」「基準書第88号」の登場に至る経緯や、年金負債の会計学上の位置付けに関する分析をも欠いている。したがって今後の課題は、個別企業レベルにおける年金資産の運用——積立での財務的効果を分析することであり、また新会計基準における年金会計のより一層の分析である。

——終——